

第5回国土利用計画研究会

平成16年11月29日（月）

【事務局】 ただいまから第5回目の国土利用計画研究会を開催させていただきます。先生方には、お忙しい中、また早い時間からお集まりいただきましてどうもありがとうございます。本日、急にご都合が悪くなった先生方もいらっしゃいまして、6人の先生がご欠席です。有田先生、片田先生、小池先生、中井先生、林先生、日置先生ということでございます。

それでは、以降の議事につきましては、小林委員長をお願いいたします。よろしく願います。

【委員長】 はい。おはようございます。当初は6人の委員の出席でということで会を持つことにしたのですが、急にご不幸があったりしまして、4人に減ったようです。できるだけコンパクトに会議を進めさせていただきたいと思います。きょうは、以前議論いたしました「森林・農地の選択的管理と国民的経営（その2）」ということで、全回ご議論いただいた内容についての委員のご議論をベースに、また、事務局から再度構成したペーパーが出ておりますので、それを中心にご議論いただきたいと思います。それから最後にもう1つの議事の(2)でございます。「今後の国土利用における目標の在り方」についてもあわせてご議論いただければと思っております。

それでは、最初に議事(1)の「森林・農地の選択的管理と国民的経営について」、事務局から資料説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、説明の前にまず資料の確認をさせていただきます。本日お配りの資料、まず1枚目に議事次第がございます。それから、資料1といたしまして、委員名簿。それから、資料2-1といたしまして、「森林の国民的経営と選択的管理」。同じく2-2といたしまして、「農地の国民的経営と選択的管理」。資料3といたしまして、「今後の国土利用における目標の在り方」。資料の4といたしまして、研究会の「平成16年度のスケジュール（案）」。それから、最後に参考資料といたしまして、「新潟県中越地震等関係資料」をおつけしております。こちらの参考資料につきましては、科学技術振興調整費により新潟県中越地震に関する緊急調査研究について。独立行政法人の日本農業工学研究所のほうで発表されております、ダム・ため池等の研究調査の結果。それから、平成15

年度台風10号によります植生別のり面崩壊の状況といたしまして、土木学会のほうでまとめられたものを参考としておつけしております。後でござんください。

それでは、資料2-1に従ってご説明申し上げます。全回ご議論いただきました内容を踏まえまして今回は資料の構成を変えております。まず、資料2-1でございしますが、森林のほう。この資料1ページ目から3ページ目までを論点と基本的な考え方の事務局の試案としてまとめてあります。それから、4ページ以降にその補足資料というような形でまとめております。

それでは、資料2-1の1ページをござんください。まず、森林の国民的経営と選択的管理につきまして、論点として、国土利用上どうい森林を目指すのかといったようなことがございします。基本認識といたしましては、森林は国土の約7割を占める重要な構成要素でございします。それから、林産物に限らず森林から多くの恩恵を享受しており、地球温暖化対策、生物多様性の確保など新たな観点も含めて、森林の多面的機能の重要性が再認識されております。また、その多面的機能の発揮のための管理につきまして、明確にする必要があると考えております。

それから、目指すべき森林の状態といたしまして、それぞれの森林について十分な機能発揮がなされるよう、目的に応じ必要な管理がなされていると。それから、その管理というものは常にコスト意識を持って行われるものである。それから、現状の面積確保はもちろんのこと、「水と緑のネットワーク」形成など、その質についても維持されている。これが目指すべき森林の状態ではなかろうかとまとめております。

次に、将来林業活動の一環として森林管理を行い得るのかといった論点を挙げてございします。現状からの見通しといたしましては、資料の4ページ目をござんください。戦後植林した森林において蓄積が増えておりまして、現在の供給量の2.5倍程度は今後安定的に供給が可能なのではないかと考えております。4ページ目に事務局のほうで、あくまでこれは試案でございしますが、年間の森林資源の木材の供給量というものを算出しております。

まず、これまでの蓄積増加分と伐採量つまりは年間の成長量となるのではないかとということで、5ページ目に森林蓄積の推移のグラフを上げてございします。平成13年度におけます森林の総蓄積より、平成7年度の森林の総蓄積を引いたものが、この7年から13年における蓄積の増加分。それから平成7年から13年度の伐採量。こちらを足したものが、こちらにありますとおり、7億3,900万の成長量があると。これを年当たり換算しますと、1億600万立米の年間の成長量がある。

ただ、この中で成長量すべてを伐採するといったことにはいきませんで、6ページをからんいただきますと、地球温暖化対策で森林によるCO₂の吸収源としての確保といったことがございます。

こちらの6ページ左側でございますけれども、吸収量のうちの1,300万炭素トンといったものを森林として蓄積していく必要がございます。これを木材としての蓄積量に換算しますと3,300万立米のものを蓄積していかなければいけない。こちらを成長量のほうからマイナスして、ただ成長量すべてを木材資源として使えるわけではございません。また、森林におきましても林道からの距離等におきまして、使えない森林といったものも出てまいりますので、そういったものを7割。それから、素材生産の歩どまりを8割。こういうふうを考えますと4,100万立米のものが年間として使えるのではないかと。現在、平成15年度の木材の国産材の利用量につきましては1,700万程度はございますので、そちらの約2.5倍といったことになるかと思えます。

それから、1ページ目に戻っていただきまして、前回お示ししましたとおり、林業生産活動の停滞により林業従事者は減少の状態にあると。それから、新たな動向といたしましては、林産物を木質バイオマス資源としてエネルギー、製品利用する動きがございます。こちらは、資料といたしましては12ページに挙げてございます。

ただ、こちらの木質バイオマスの利用につきましては、木材そのものを利用するというのではなく、例えば間伐材の残ったもの。間伐材の林地に残されたものですか、製材工場にて発生する端材ですとかおがくず。それから、最終的に使われた後の建設発生木材といったものの利用を念頭においているようでございます。

また、一方で国内の供給量は少ないんでございますが、一方では中国、韓国へ木材の輸出の動きがございます。こちらが資料といたしまして、13ページにつけております。宮崎県ですとか、鹿児島県といったところから輸出する動きが見られております。

今後の見通しといたしましては、現在では国産材の自給率が低い状況にあります。生産性向上とマーケットの拡大によりまして、これを上げていけるような可能性があるのではないかと考えております。それが資料の8ページにございます。8ページが、現在の木材産業の現状の総括表というような形でまとめております。下に一般的な木材流通の姿を書いてございますが、これの素材生産、それから木材加工、木材流通、この3段階でそれぞれ現状に、こういった例えば零細な事業体であるとか、そういった課題を抱えておりまして、そういったものを解決していくことによりまして、もっと国内材が使いやすい状況

になるのではないかと考えております。

9 ページ目には、素材生産の現状と課題を書いております。素材生産の事業体は小規模なものが多いといったことがございます。一方で、こういったものの集約化ですとか、施業の集約化、それから高性能林業機械の導入、作業方法の選択、こういったことによりまして、労働生産性が向上する可能性が大きいということをまとめてございます。

それから、10 ページ目には木材加工の部分を入れております。こちら、どちらかといえば小規模な製材工場が主体になっている現状がございます。また、集成材の利用が高まっておりますが、ここで国産材を利用した集成材の生産というのは、とても低い状況。国産材の利用割合は13%にすぎないといったような状態になっております。

それから、木材流通の部分につきましては、国産材の流通につきましては、外材と比べて原木市場にかかる部分が大きいということが言えると思います。こちらの原木市場におけます、例えば原木市場のほうで情報を把握しておいて、素材生産の場から製材工場までを直送していくといったような対策が必要になってくるかと思っております。

このようなことで1 ページ目に戻りまして、国産材の利用可能量の増加の可能性はあります。ただ、この供給量が国内での木材の利用量すべてを賄える状態にはないということがございますので、もう1つ、良好なすべての森林を生産活動により、林業活動に管理することは困難といったことが言えるのではないかと考えております。また、一方で良好な管理による森林の機能として、先ほども出てきましたCO₂吸収源といったようなことがございます。これはバイオマス利用とあわせて。バイオマス利用につきましては、木材の消費ということにはなかなかつながらないんですが、これは、カーボンニュートラルの観点から対策になるのではないかと。それとあわせて地球温暖化対策をしていくと。

そういったためには、やはり持続的な木材利用が必要といったことが言えると思います。そういったものを受けまして、そういったすべての森林を林業生産活動により管理することは困難でありますので、その森林の機能に応じた区分と機能発揮するための管理が必要になってくると考えております。

2 ページ目に参りまして、論点といたしましては、「国民的経営」をどう進めるのかといったことになります。まず、基本的な考え方といたしまして、森林を林業活動の場としてだけでなく、多面的機能の発揮を通じて多様な主体に恵沢をもたらす「公共財」的なものと考えます。それから、従来の管理者である森林所有者、林業従事者を中心に、企業、地方公共団体、都市住民、NPO等、多様な主体が積極的に森林管理に参画することが望ま

しい。

それから、参画の方法については、対象となる森林、参画する主体等によりさまざまな方法が考えられる。こちらにつきましては、資料の15ページをごらんください。森林の国民的経営といたしまして、参画の主体を、こちらの15ページの左側に参画主体として、森林所有者及び林業従事者、それから地域住民、都市住民、企業、教育機関、地方公共団体という区分けをしてございます。

それから、森林管理の参画の方法の例と書いてありますけれども、この参画方法につきまして、労働力による参画と資金による参画に分けてございます。参画につきましては、それぞれの管理・参画団体につきまして、それによるその他の役割といったものが出てくるかと思ひまして、もう1つその他の役割ということで分けております。例えば、労働力による参画につきますと、従来どおり森林所有者及び林業従事者におかれましては、従来の林業生産活動という形で実際に労働力をもって参画する。それから、地域住民、都市住民、企業につきましては、ボランティアによる参画といったことがございます。教育機関につきましても、学生のボランティアという形での参画の方法が出てくるのではないかと考えております。

しかしながら、このボランティアがどこまで労働力として参画し得るのかといったことを、事務局のほうでとりまとめておりますのが16ページでございます。森林ボランティアの現状につきまして、林野庁でされましたアンケート結果をもとに分析をしております。

まずは、現状といたしまして、平成15年時点で、こういった森林に対するボランティア活動を行っている団体が1,165団体といったことになっております。こちらにつきましては、17ページにこれの推移をつけております。平成9年から比べますと、平成15年まで急激に増加していると。平成9年の約4倍に増加している状態にございます。

それから、そのボランティアの状況でございますが、年齢層等を18ページにまとめてございます。18ページをごらんください。団体の規模といたしましては、100人未満の会員で構成された団体が多くなっております。それから、会員の年齢層につきましては、50歳から60歳未満。この階層が多くて、比較的高齢の傾向性となっております。それから、団体を構成する会員の特徴につきましては、都市住民が多いといったような状態が見てとれるかと思ひます。ボランティアの実際の活動の場ですけれども、活動の場につきましては、都市近郊の身近な里山林での活動が主体なのではないかと考えております。

それが、19ページになりますけれども、19ページの左上の活動の目的になりますと、一番左側の里山林と身近な森林の整備保全といったものを目的とする団体が多くなっており、ります。

それから、同じく19ページのこちらの下の2つの森林づくり活動への年間総参加人数と、活動頻度といったものを用いまして、事務局のほうで推計した結果ですと、年間約12万人から35万人の幅を持って、これぐらいの人が活動しているのではないかと考えております。12万人というのは、こちらの下の活動頻度のところで、幅があるものにつきましては下のほうのレベルで算出した結果でございます。それから35万人につきましては、それぞれの平均をとって、算出した結果になっております。

それから、1年に実際に活動する森林の面積でございますが、こちらは20ページのグラフから推計しております。20ページの下の左のグラフで、過去1年に実施した作業といったものがございまして、この面積から年間の森林整備面積を推計しております。その結果が一番低く見て5,400ヘクタール。平均値でいきますと7,400ヘクタール程度の森林がボランティアによって維持されているといえますか、活動されているといった形になっております。

それから、あとは資金面、技能面といったものを22ページ、23ページ以降にまとめてございます。このような状態を踏まえまして、15ページに戻っていただきまして、右側の留意点のところを書いてございますが、地域住民から企業までのところですが、ボランティア活動は森林管理のみならず多岐にわたっているといったような状況がある。それから、活動には期待するところが大きいと言えますが、実際に森林管理の一翼を担うには現状では困難と考えられる。しかしながら、森林の管理を社会全体で進めていく力となり得る可能性をもつと考えております。それを留意点に記載しております。また、教育機関につきましても、同じような、ボランティアのそのものじゃなくて、教育機能によりまして、森林に対する理解や意識の向上といったものが考えられます。

それから、資料の3ページ目に戻っていただきまして、「選択的管理」をどう進めるかというような点がございまして、こちらは将来の管理人口や財政逼迫に対応し得るような、少ない管理資源でも他面積の森林管理が行い得るようにする。例えば、森林を、管理水準を維持する森林、管理水準を抑制する森林、従来の姿に回復する森林に類型化していくといったことが考えられます。こちらにつきましては、前回資料でお示ししたとおりですが、具体的な方向性といたしましては、管理水準の維持というのは健全な林業活動によってそ

の管理がなされる。「管理水準を抑制する森林」というのは、多面的機能の発揮を重視する森林で、そういった機能の発揮のための低投入管理。それから「従来の姿に回復する森林とは」、管理のための投入量を可能な限り抑えるような対策が必要となってくる森林ということにしております。ただ、それらの留意点といたしましては、「水と緑のネットワーク」に配慮し、奥山から里山、上流から下流といった生態系等のネットワークを分断しない森林管理の形態とする必要があると思われまます。

引き続きまして、農地の選択的管理、それから国民的経営についてご説明いたします。資料2-2でございますが、国土利用上どういう農地を示すのかといたしますと、基本認識といたしましては、やはり農地も生産活動の場だけではなくて、多面的機能の発揮の場として重要性が再認識されているといったような状況がございます。

それから、農地につきましても、地域特性に応じた効率的な営農がなされていること。それから、当然多面的機能にも発揮するような管理がされている。または、農業用水につきましてもあわせて必要な管理がなされている。それから、それらの管理が常にコスト意識を持って行われているといったようなことがございます。

2ページ目に参りまして、将来農業活動の一環として、農地管理を行い得るのかといったこととなりますと、現状からの見通しでは、農地面積というのは、前回ご説明したとおり、年々減少している。ただ、開発圧力の低下によりまして、減少は収束の方向に向かっております。これは、資料の11ページにグラフがございます。

それから、農業従事者の減少につきましては、前回ご説明したとおりです。農業従事者の減少につきましては、それはマイナス面だけではなくて、一方で農地の集団化が進行しているというような状態もございます。ただ、集団化が進むことによりまして、従来は集落の共同作業として行われてきました農業用水の管理に支障を来しているといったような状態がございます。

それから、新たな動向といたしましては、担い手の集約による生産性の向上ですとか、また、特区などによります株式会社等の農業の参入の動きといったものもございますが、新たな需要としては、資源作物のエネルギー・製品利用といったようなことがございます。こちらにつきましては、資料の15ページにございますが、農地はバイオマス資源の堆肥として利用して、農産物を生産する有機性資源の循環の形で重要な役割を果たしております。また、従来は作物を出して、また堆肥として有機性資源を受け入れるというような形だけだったわけでございますが、今後見込まれますのは、資源作物の作付ということで、

農産物自体をバイオマス資源として利活用していくといった動きがございます。そちらが16ページにございます。

「バイオマス・日本総合戦略」におきまして、資源作物の位置づけというものがなされております。これは、あくまでエネルギーや製品への変換効率が大幅に向上すればということが書かれておりますが、そういう状態になれば、資源作物の栽培の場として農地の活用がなされるといった可能性がございます。

既に、海外では下に2つの例が挙げてございますが、トウモロコシやサトウキビを原料にエタノールを生産して自動車用燃料として利用している例がございます。ただ、今後の見通しといたしましては、なかなか農業としてはあまり明るい状況にはございませんで、資料といたしましては、5ページにその状況をまとめておりますが、ここはちょっと言葉だけで書いておりますので、実際の資料を見ながらご説明しますが、6ページをごらんください。やはり日本農産物の輸入の状況といたしましては、小麦とか大豆といった土地利用型作物の輸入が多い。こういった輸入しているものというのは、なかなか家庭に直接行くものではなくて、食品産業で加工のための仕向けが多いという状況がございます。

それから、特定の国に輸入を頼っている状況にございまして、特にアメリカに農産物の輸入額で言うところの3分の1を頼っております。日本の農地につきましては、7ページでございますが、当然面積も小さくて1人当たりの農地面積もとても小さいものでございます。それから、農家1戸当たりの経営規模も零細でありまして、労働生産性が低くて、生産者価格が非常に高い状況になっております。

8ページ目にはそういったものを、裏づけるといいますか、なかなか、傾斜の大きな農地等がありまして、労働生産性が上がらないといったような状況にございます。こういったものを考えますと、土地利用型作物の作付の大幅な拡大というのはなかなか難しいのでございますが、9ページ、10ページにもありますよう、また前回の資料にもおつけしましたよう、世界の乾燥地帯での土壌劣化、砂漠化といったものがございますので、食糧供給につきましては、不安定要素が大きいという状況がございます。

実際に将来農産物の輸入が途絶えた場合、現在の農地面積で食生活の水準を維持することはとても難しい。11ページ目になりますが、既に日本につきましては、農地の開発適地というものもなくなってきております。11ページ目にこれまで都市的な利用に土地を供給する一方で農地の開発というのも戦後よりずっと進められてきたのでございますが、近年におきましてはそういった開発適地が枯渇して、農地の拡張面積というのはほとんど

ない状態になっております。

ただ、最後に明るいものとしたしましては、今現在見えている新たな動向といたしましては、アジア諸国の経済発展によります高所得者層の増加によりまして、高品質な日本産農産物の輸出拡大の可能性が増大しております。そちらが、12ページに資料がございます。ここに主なものとしたしまして、ナガイモとリンゴの輸出の増加をあらわしております。こういった状況もございますが、これはなかなか土地利用型作物ではないため、こういったものが伸びることによって農地の利用の拡大というのは困難なものと考えております。

資料の3ページ目に行ってくださいまして、「国民的経営」をどう進めるのかといったようなことがございますが、こちらは、基本的な考え方といたしましては、農地を生産活動の場としてだけではなくて、多面的機能の発揮を通じて多様な主体に恵沢をもたらす「公共財的」なものとする。従来の管理者である農家を中心に地域住民、企業、それから地方自治体、都市住民、NPO等、多様な主体が積極的に農地管理に参画することが望ましい。また、その参画の方法については、農地の立地条件、参画する主体等によりまして、多様な方法が考えられるといったようなことを、資料の17ページにまとめてございます。

森林のところと若干違っておるのは、こちらでは管理に参画するものの目的がまちまちであったり、農産物の収穫というのは、大体1年間でとれるもので、意外と成果がわかりやすいというようなことがございます。ここでは、参画の目的と参画の方法の例を挙げております。例えば、農家でありましたら、当然収入を得る場として、また趣味・生きがいのある場として、それから自分の住んでいる居住地域の環境保全が参画の目的になっているかと思えます。それに対しては、営農なり、または水路の維持管理、または景観作物の作付といったことをされているのではないかと。また、地域住民におきましては、非農家につきましては、収入を得る場ではないですが、居住地域の環境保全なり、趣味生きがいといったことが出てくるのではないかと。

それから、都市住民につきましては、ほとんどレクリエーションの場としてですとか、高付加価値農産物の入手ということで、例えばオーナー制度といったものが出てくるのかなど。それから、地域の環境教育の場、地域環境保全の目的といったもので参画している例が出てくるのではないかとといったことをまとめてございます。

一方で、こういった国民的ないろいろな目的のもとに参画主体の誘導はされやすい状況にあります。ただ、受け入れ側の整備といったものも今後必要になってくるのではない

かと考えております。

それから、農地の選択的管理につきましては18ページにまとめてございます。前回お示した資料ではそれぞれの管理水準の維持、抑制、回復といったものにつきまして、管理の例だけを挙げていたのでございますが、今回は管理水準の考え方というものをまとめております。まず、管理水準の維持につきましては、単位面積当たりの農産物の生産量ですとか質とか、そういったものを求める農業によって管理される農地だろうと考えております。つまり、これは労働力の投入が大きい管理。

それから、管理水準の抑制につきましては、そういった量ですとか質を求めない管理でありまして、これは多面的機能を十分に発揮する低投入管理を行うべき水準であろうと。それから、従来への回復につきましては、やはり労働力が確保できず、農地としての利用が効率的でない農地。管理に必要な投入量を低減するような、農地以外への地目への転換が必要な農地ではないかというふうにまとめてございます。

管理水準の抑制につきましては、必ずしも中山間のというようなわけではございませんで、最近では、水田の水稲の作付面積が減っております。それは19ページに資料がございまして、右側をごらんください。1970年から水稲の生産調整が始まっておりますが、以降は水稲を作付していないところにはほかの作物を作付ける状況にあったんでございますが、最近、2000年、2003年とごらんいただきますと、その面積の1割は夏場は不作付というような状況になっております。こういったところも管理の水準を抑制して管理をすべきところではないかということを考えております。

以上で説明を終わります。

【委員長】 はい。どうもありがとうございました。前回いろいろご議論いただきました、森林と農地について、前回の意見をベースに、再度事務局で資料を補足したりしながら構成した資料でございます。これについてご議論いただきたいと思いますが、全体的な議論も結構ですが、順序としてもし可能であれば、森林のほうから少し目配りしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

行き着くところ、基本的に、最後の新しい国民的経営のあり方、あるいは選択的管理の議論に結びついているわけです。量から質への変化。土地を量で見のではなくて質の面から見るという議論がございまして。一方で、それぞれ担っている経営主体がさまざまな問題をはらんでおりますので、経営主体を多様な主体にすることができるのかどうかという議論がございまして。現実には、そういう動きがあります。

しかし、量から質へ移すためには管理のあり方の議論をしなければいけない。しかし、管理のあり方を、先ほど申しました多様な主体で担えるかどうか、それがうまくマッチングできるかどうかという点については、前回もいろいろご議論いただきましたけど、まだまだ大分問題がありそうです。しかし、事務局としては基本的な方向として、選択的管理のあり方は基本的な方向としていいのではないかというお考えをお持ちですし、前回の委員会の議論でもそのことについては方向性としては間違っていないのではないかとご議論をいただきましたので、マッチングの話その他を含めてぜひご議論いただければと思っております。いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 15ページ。森林のほうです。私は前回欠席しましたので、前回の議論を踏まえてはいませんので、あるいは何というか、場違いの質問になるかもしれませんが、15ページに管理主体を国民的経営ということで、森林所有者からずっと地域住民、都市住民、企業と並べていますけれども、これは、いわば並列的にいくのか、それともやはり中心というか、管理主体としての中心的な存在というのは、やはり従来の森林所収者なのか、その辺のところの認識というか考え方というのはどんなふうなんでしょうか。

【事務局】 留意点のところに書いたのでちょっとわかりにくかったと思いますけれども、やはり森林管理の基幹的な存在というのは、一番上の森林所有者及び林業従事者という形で考えております。

【委員長】 その点は前回武内先生からもお話があって、どちらかというとな並列的に表現されていて、地域住民、都市住民、企業がボランティア活動でかなり森林の経営に携わるのではないかというような感じの報告があったわけですが、それはかなり難しいのではないかというご意見があって、今の留意点にあるような形の表現におそらく変わってきているんだろうと思います。その点はむしろ先生のご意見としてはどうお考えなのかお聞かせください。

【委員】 これは、林野庁の考え方自体としましては、昭和39年の林業基本法以来、日本の林業の担い手というのは森林所有者なんだということを根幹に据えてきたんですけども、どうも最近の動きを見ると、森林所有者だけとか、森林所有者だけに管理を任せておくということというのは、どんなもんだろうかという思いは、私はしております。多分、その森林所有者が元気がなくなった根本的な原因というのは国産材価格の下落によって、森林経営なり林業経営というのが採算ベースに合わなくなったという背景があるんですけども、別の見方をすれば国産材の価格が下落するということが皮肉な結果

なんですけれども、ようやく国産材が外材と競争できるような価格水準にまで行ったということですね。これは決して森林所有者の努力によってじゃなくて、皮肉な結果なんですけれども、国産材価格が下がったということによって、企業が国産材を原料として使えるようなベースになったと。

ですから、合板メーカーであるとか、あるいは集成材メーカーであるとか、あるいはMDFメーカーであるとか、今まで国産材を原料として使わなかったようなメーカーが、いろいろな形で国産材を使い始めているという。このことは私は1つは注目してしかるべきじゃないか。ただ、こういうことを申し上げますと、企業ベースで森林管理を任せると、全部裸にされてしまうんじゃないか。例えば、合板会社が今までやってきたフィリピンしかり、それからインドネシアしかり、マレーシアしかり。みんなそうじゃないか。その轍を踏むんじゃないかという危惧の念というのは、そういうことが出てくるんじゃないかという議論はあるんです。

しかし、私は必ずしもそうは思わなくて、やはり企業も今までのようになりふり構わない利益追求じゃなくて、やはり企業としての社会的責任というのを明確にしていかなざるを得ないような状況の中で、最近の企業も、これはポーズと見るのか、本質的に変わったと見るのかという議論はあるんですけれども、森林管理ということに関して一定程度理解を示しながら、具体的な行動にまで入ってきているという。こういった側面というのを、私は1つ注目していくべきじゃないかと思うわけであります。

私自身は、森林所有者はもちろん、ここにあるように根幹的、基幹的な存在ということについては異論はないんですけれども、ですから、これを並列的にこれもありますよ、これもありますよ、これもありますよという、そういう並べ方じゃなくて、少し中心的なもの、それと同時にまた新しい波といいますか、新しい動きというものがやはり出てきているという、そういったものが森林の国民的経営に対して、どういうふうな寄与の仕方をしていくのかというあたりというのは、議論すべき論点じゃないかなと思っております。

【委員長】 先生のご意見は大変興味深いご意見ですけど、そうしますと、ここで書いているのは、現在の森林事業者、極めて小規模でさまざまな問題を抱えている事業者。流通面の事業者もそうです。そのこととコストが下がって、木材を使う企業が、企業採算的に国内材を使えるような状況になったということとの関係を検討する必要がある、要するに、現在のまま小規模生産していてコストが下がって経営がそのまま続くのかどうかという問題が1つ出てきますよね。その問題と、ここで挙がっている企業というのは、どちら

かという従業員ボランティア活動のような枠組みの中で語っているんですけど、むしろそういう国産材を使う、まさに木材を使う企業という枠組みをもう1つつくって議論した方がいいという、その議論がありそうな気がするんですけど、その辺はどうお考えですか。

【委員】 先生のご指摘のとおりで、15ページの企業というのは、ここでの企業の管理主体としての役割というのは、まさに従業員がボランティア活動で例えば枝打ち、間伐をすとか、下草刈りをすとか、そういういわばボランティア的な側面というのが強いんですけども、むしろ企業自体が木材消費資本として姿をあらわしつつあるという、その側面に注目したらいいじゃないかなという、私はそういう見方。決して、企業の従業員がボランティア活動しているのも、これも全くそのご指摘のとおりですけども、もう1つ企業の、いわば生産的な側面というか、企業としての本来の生産活動として日本の森林に入ってきているという、その実態というのは1つあるんじゃないかなという感じがしますけれども。

【委員長】 2点申し上げましたけれども、前のほうが、企業規模の問題とコストが下がって経営的にどういう状況を生み出しているのかということでしょうか。

【委員】 国産材価格がなぜ下がったのかという議論というのは幾つか見方があると思うんですけども、ただ、今までの私たちの議論というのは、日本の林業というのはここまで来てしまったというのは、安い外材に足を引っ張られたからですよという議論の仕方というのが大枠であったと思うんですよ。しかし、最近の林野庁が出しているデータなんか見ましても、今は外材のほうが高いんですよ。国産材のほうが明らかに、特にスギなんかとりますと、スギのほうが明らかに、丸太価格にしても製材品価格にしても外材より安いわけですから、実態としてそれが1つあるんです。

じゃあ、なぜ国産材価格というのはここまで下がったのかという理由ですけども、これは幾つか理由はあるんですけども、1つは安定供給ができなかったからというのがあると思うんですよ。例えば、きょうの事務局からのご報告にもありましたけれども、韓国、あるいは中国、あるいは台湾への木材輸出のお話がありましたけれども、例えば、長崎県が対馬に林業公社を日本で初めてつくったんですけども、あそこが主材期に対しまして韓国に木材輸出を始めたんですよ。韓国からの当初の注文は1,000立方欲しいという話だったんですけども、この前韓国で話を聞きましたら600立方しか日本側は出せない。

こういうことに象徴されるように国産材というのは、需要拡大してくれ、してくれと一生懸命スローガンとしては言うんですけども、一旦需要が出るとそれに対してその需要を賄い切れるだけの力というのはないんですよ。それは、小規模零細だということが1つ大きくあると思うんですけども、それが第1点。

それからもう1つは国産材、特に製材品の質の問題が、やはり外材に比べて質的に、トータルとしてみた場合、個別の企業としては立派な製品を出しているところはたくさんあるんですけども、トータルとして見た場合に、やはり外材の製品のほうが質的に、あるいは納期、ジャストインタイムの納期、そういったビジネスライクな視点から見た場合にやはり外材のほうが勝っている。

そういうことで、国産材に競争力というか、価格形成能力というのがなくなってきてしまっているんじゃないかなと。そうやって、いわば墓穴を掘るとするか、自滅するような形でどんどん下がって行ってしまってこういう結果になったと。

そのことはさっき申し上げましたように、木材消費資本にとっては、ようやく外材と並べて例えば合板メーカーの場合ですと、従来、南洋材、北洋材を使っていたわけですけども、それと同じレベルでスギも視野に入れて使えるようになったということです。ですから、そういう何とかな、合板メーカーであるとか、集成材メーカーがそういう形で森林の中に、日本の林業の中に入ってきた。その実態の中で、じゃあその新しく参入してきた企業が森林管理に対してどういった寄与をしていくのかということ。これは、私は実はまだよくわからないんですけども、そのところはやはりあったほうがいいんじゃないかという考えです。

【委員長】 そうしますと、そういう木材を使う企業、それを位置づけるという議論と、国民的経営ですから、そういう企業の中で国民的経営に貢献する企業。先生がおっしゃるように丸裸にするのではなくて、企業として国の中の森林を維持する機能をその企業が果たしているかどうかということ、国民的にある意味で評価する、そういう企業を評価するという仕組みが別途おそらく必要なんですよね。企業の社会的評価というのは最近いろいろな面が出てきておりますから、むしろ国民の役割としてはそういう企業を評価するという、もう1つ国民の目を枠組みの中で、管理主体という枠ではなかなか整理できないんですけど、あるいはあって、新しく企業を位置づける、国民が位置づけるという表があってもいいかなという感じがいたします。

いかがでしょうか。ほかにご意見があれば。

【委員】 今の話の延長なんですけれども、要するに、個人所有から、そして個人経営というところから、集団経営のような観点にどういうふうに脱皮できるのかというのは非常に大きな問題で、私なんかいろいろな森林組合なんかを見ていて、やっぱり成功しているのは株式会社にしたりとか、そういうことで、いわば何というんですか、土地の呪縛にとらわれた世襲制である林業という体質を脱皮させるということが、非常にイメージを変えているんですね。

具体的に話を聞いてみますと、従来の林業というのは、雨が降ったら休みだというような話で、普通の若い父親、母親が、何というのかな、ほかの職業と比べて誇れるような状態じゃなかったりとか、給料も日給制だったりして、まさに雨が降るともう給料が出ないというような。そういうものからやっぱり月給制にしたり、土日を休みにするとか、雨が降ったら別の仕事をやるというので、経営を多角化していくという、管理だけじゃなくて、製品加工、場合によっては流通まで担うというふうな、そういうところでトータル見ていくという。そういうものに対して、にもかかわらずまだ大分大変なものですから、そこにさまざまな経済的な支援というのが行われていくと。

それが場合によったら、今度は森林のCO₂吸収源というような、あれが炭素税という格好になるのかならないのかというのは、また延々とした議論があるわけなんですけれども、そういうものにつながっていくんじゃないかと思うんですね。

ですから、やはりそういうところというのは非常に大事で、これは同じことが農業についても言えて、今、たしか農政審で話が進んでいると思うんですけれども、特区という形で株式会社の参入という、これも従来は会社というのは、農地を買うというのはみんな投機的な目的か、何か余計なことを考えているので、「あいつらは悪いやつだ」というんで、要するに株式会社には農地を買わせないという。

それと世襲制という問題があって、いわゆる農業後継者しか農地は持てないというような状況とか、こういうふうにならなくてずっとやってきたんですけれども、ここもやっぱり大きく変えていく必要があるだろうという。

そういう中で、森林について言うと、認証制度みたいなのができて、その材というのはどういうふうに切られたのかということを通して、サステナビリティが保証されているものがより消費者によって好まれるという。同じように農地についてもさまざまな農産物についての認定制度というのが確保できているという。そういうことで、農水省なんかも施策が、いわゆる単純に生産者を見ているだけから、消費者を見ているような格好に転

換してきているというような、大きくそういう流れの中にあると思うんですね。

ですから、状況は現在でもシビアということはシビアなんですけれども、やはり今のような方向がどのようにより発展していくのかということ、予見的看着いて国土利用という観点で考えていかないと、ただ短期的に今価格が幾らで、そしてどこどこがこうなっているからこうだというふうに、ちょっと短絡的にやるというのはまずいだろうと思うんですね。

これは繰り返しになりますけれども、企業がボランティアに森林経営に乗り出すとか、それからボランティアな森林経営論というのは啓蒙運動ですよ。要するに森林というのは使ってこそ意味があるんだとか、その使い方というのが、どうであつたらいいのかというようなことについて、実感をもって人々が認識できるということに関して、さまざまなボランティアな活動というのは非常に大きな意味があるだろうということで。これは、国民運動的な観点で位置づければ、私はいんじゃないかなと思っていますけれども。

【委員長】 ありがとうございます。資料7ページに、林業経営の事例というのがありますね。この事例は、先ほど武内先生が株式会社の事例を出してきましたけど、ここで出しているのは、一番下が株式会社ですか。この事例を取り上げて表現した内容について幾つか取り上げて紹介いただけますか。

【事務局】 こちら、資料の2-1の7ページですけども、こちらは林業経営の事例ということで、単純に言うと、いろいろな事例がありますよというご紹介ということで挙げております。

こちらは事例を5つ挙げておまして、事例1から4までは、林家ということで、個人でされている。雇用形態も臨時雇用されているところ、されていないところありまして、また、間伐、年間の伐採の材積もまちまちでありまして、これは、おそらくたまたまその年が切り出すような年じゃなかったとか、そういった要素もあるんでしょうけれども、これだけ経営に対してばらつきがありますよというようなことをお示しするつもりでつけたものです。

【委員長】 事例5は株式会社の事例ですね。

【事務局】 はい。

【委員長】 はい。それから、ラベリングの話がございましたが、これはどこか資料に出ていましたね。14ページですね。

【事務局】 14ページは説明しませんでしたけれども、森林認証制度ということで、

国際的にも始まっておりますし、国内でもこういった形で、緑の循環認証会議といったところがされているというような状況がありますが、これはなかなかまだ国民に対して浸透はしていないというような状況になっております。

【委員長】 ほかに。どうぞ。

【委員】 森林の維持ということが、多分防災の問題ともかなり絡んでいることがあります。つまり、山が弱っていることによって、台風等で非常に倒木が普通の水害以上に災害を拡大させてしまうとか、これは直接どうかわかりませんが、この間大きな石が落ちてきて亡くなった方もいましたけれども、そこも山の上から石が落ちてきた。つまり、所有者が、道路、河川のインフラ自体は公共団体が管理しているわけですが、そこに影響を与える周辺の森林の維持管理状態というのがインフラ自身の維持管理、あるいは防災上にかかなり影響を持っているようになってくると。

そのあたりについては、インフラサイドから森林側に何らかの要求であり働きかけなり援助なり、ある種の協働ということをしようという動きがあったりするのかな、あるいはその必要性について必要だとした場合、その手法はどのようなかということ、私はよく存じ上げないので、教えていただければと。つまり、それは面積としてどのぐらいになるかわかりませんが、森林の維持管理、増強しなければいけない対象の1つに上がってくるんじゃないかと思うんですが、その辺を教えてくださいませんか。

【委員長】 それについては、たまたまきょう参考資料で、前回ご議論が出たんですね。森林の経営によっても、今回の震災でさまざまな問題が起きております。その関係はどうなっているのか、早急に検討する必要があるのではないかと、前回ご議論がありまして、国の幾つかの機関で既に基礎的な調査が始まっているということです。参考資料としてついてございますので、簡単にこの参考資料についてご説明いただけませんかでしょうか。

前回、今、佐々木先生がおっしゃったようなご意見が出まして、前回は、土地利用と災害の議論。その中で国の関係諸機関でまさにそういう調査をやって、その調査を基に新しい森林その他の利用の課題が出されて、それがおそらく管理と結びついてくると思いますので、現段階でどのような調査、その他がやられているのかということについて、ご紹介いただければと思います。いかがでしょうか。

【事務局】 それでは、参考資料を1枚めくっていただきまして、新潟中越地震に関する緊急調査研究ということで、平成16年度の科学技術振興調査費の資料をおつけしております。

これは、さまざまな国の機関なり、独立行政法人なりの研究所が調査を今後行っていくといったもので、1つはまず1ページ目の2の研究内容と実施体制でございますが、まずは地震災害調査といったことで、地震による物理的被害、社会の災害対応等に関する調査を行うといったことをする予定です。それから、2番目に地震時の地すべりの防災・災害研究といったことで、斜面崩壊、それから地すべり、土石流、こういった土砂災害につきまして、調査研究を行うといったことになっております。

この部分で、やはり新潟自体は、この地域はもともと地すべり地帯ではあるんですけども、当然その斜面崩壊、土石流、こういったものにつきましては、森林の役割といったものもこの調査結果から出てくるのではないかと考えております。それから、2ページ目になりまして、3番目に地殻構造調査ですとか、地震そのものに対する調査になりますけれども、こういったものをしていくと。そういったそれぞれのものをあわせて総合解析といったことを最終的に行っていくというような状態になっております。

【委員長】 いや、それ以外にももう少し例えば7ページあたりの調査は、今の佐々木先生の質問に直接かかわるようなお話ではないかと思うんですが。

【事務局】 それでは6ページ、7ページについて説明したいと思います。今年起きた新潟での豪雨ですとか地震とかでの調査というのはこれからということでございますが、昨年度、土木学会のほうで、平成15年の台風10号に関して災害に関する原因の調査というものをやっているという報告書を見つけました。それについて概要を抜粋したものを紹介したいと思います。

平成15年、台風10号でございますが、北海道日高地方を中心に大きな災害があった台風でございます。死者、行方不明者が11名ほどです。雨の状況なんですが、観測史上最大。特に沙流川流域では観測史上最大ということでありました。沙流川の植生の状況でございますが、沙流川の自然の額平川ですか。そこでは針広混交林が32%、それから広葉樹林が25%、針葉樹林が6%、植林地が約19%です。その隣の厚別川のほうでございますけれども、針広混交林が8%、広葉樹林が45%、植林地が23%を占めるという植生分布を持つ流域でございました。

それから、植生分布と傾斜度の関係。これは後で、地すべりの原因とも関係いたしますけれども、植生分布と傾斜度の関係を見ますと、高山帯の植生、それから天然林、植林地、市街地、田畑の順で勾配が緩くなっているといった特性を持つ流域でございました。

その特性を持つ流域で、崩壊地の発生要因を調べた結果が7ページに載っておりますが、

土木学会の結論といたしましては、降雨強度、雨の時間雨量と最も強く関連していると。次いで、地質ですとか斜面の方向、それから斜面の傾斜度、総雨量といったものが崩壊地の発生の要因と強く関連しているということがありました。

それから、植生の分布と崩壊地の関係というのも調べておりました、これは先ほど流域特性にありましたように、流域に植生の占める割合ですとか、傾斜との関係等も留意して見なきゃいけないんですが、単位面積当たりの崩壊地の面積と発生箇所数というのは、広葉樹林、針広混交林で大きな値を示しておりました。また、崩壊地の発生では、天然林が75%。この場合の天然林といいますのは、針広混交林ですとか、広葉樹林、針葉樹林ですが、それが75%を占めておまして、人工林で特に多い傾向は見られておりませんという報告が出ておりました。

【委員長】 はい。佐々木先生のご質問の管理との絡みが特に出ていないわけではなさそうですね。これから調査をやる、先ほど最初にご紹介いただいた緊急調査の中身のうちの2ですか。この辺にそういうものが入られる可能性はあるんですかね。むしろそういうことを、国土利用計画の立場から調査してほしいという希望を入れられるかどうかということですね。そんな状況ですけど。

【事務局】 この科学技術振興調査費の2のところまで、どこまでやるかというのは正確には把握していませんけど、我々としては、個別に調査というよりもいろいろな結果を幅広く集めて、知見を蓄積していきたいと考えております。ちょっと追加です。

【事務局】 災害に限らず、保安林というものに対して、日本の森林のうち、保安林の指定になっているのが、920万ヘクタール程度あるんですけども、そのうち民有林は国有林以外の森林ですけども、そちらが476万ヘクタール程度ございます。こちらにつきましては、治山事業という形で、補助事業を行うといったようなことと、あとは、当然私有林である場合は税制面での優遇措置といったものがございます。

【委員】 それは、結果的に効果が出ているわけですか。森林管理に対して、充分格段に違う。ほかの一般の森林に比べてということですよ。つまり、保安林というものは、当然昔から制度としてあって、それはその山だけという観点が大きかったのか、あるいはその流域であったり、広域的なところから見てやはりここは保安林すべきだと。多分両方入ってきているんだと思うんですが、そこにやはり指定してきているところはそれなりに税金を投入しているところは、当然それだけずっと管理状態がよかったという評価はちゃんと明らかになっているということですか。

【事務局】 評価につきましてはつかんでおりません。具体的な評価というのはちょっとこちらのほうではつかんでおりませんが、当然そういった形で治山事業なりしてきておりますので、保安林につきましては確保されているというふうに考えておりますが。

【委員】 そうすると、税制の財源の問題がありますけれども、結局もう少し緩やかな概念を広げた保安林というような手法というのが、森林管理の1つのメニューの中にアイデアとして今後組み込んでいけるのかどうかというのは、私はあまり専門ではないのでよくわからないんですが、あり得るのかなということが1点。

それから、砂防事業であったり、道路をつくった場合でも山を切ったりしてのり面になると、そのり面の管理は当然道路事業者が責任を持ってやるというふうになりますので、あるインフラをつくるのが一種環境破壊をすることにもなるんですけども、逆にそこに出てきた、関連する森林は責任を持って管理せざるを得ないというふうに、明解に責任を持って、まあそれは税金でやっているわけですが、管理をしているという実績があるので、そのインフラの整備や災害防止の対策、保安林という、国が税金を使ってやってきた手法というのをもう少しトータルの森林管理の中の1つのメニューとして、少し概念を緩やかにするなり、追加するなりして、加えていくということも、もしかすると可能なのかなと思った次第なので。

【委員長】 佐々木先生のご意見との関連で述べますと、今回のような森林のペーパーが公共性をどこに求めるかというところに、CO₂の吸収源という、地球環境問題の議論を中心にまとめておられるんですよね。しかし、一方で前回ご議論ございましたけど、国民的経営管理をすることがCO₂の吸収源としての役割と、もう一方、もっと身近な災害防止という役割を担っている。その災害防止という公共性をもう1つ担っていることではないかということです。そういう面からも森林の国民的経営の議論があってもいいのではないかという、そういうご議論と受け取れます。

その視点が災害問題とこちらの問題と分かれて議論されているものですから、最終的なまとめのときには、そこを合体して2つの公共性が森林の国民的経営にはあるんだというそういう整理をされたほうが私もいいのではないかと思います。

そのためには、まだ、例えば今回の地震によってどういう災害が起きて、それが管理とどういう関係があるのかということ、まだ学会でもわかっていないなら、その辺をしっかりと調査すべきではないかという議論が出てくるのではないかと考えております。

【委員】 今の整理は、今の整理で基本的にはいいんですけれども、ちょっと両方の関

連性についてだけ私のほうでお話ししておきますけれども、これは、今これからCO₂の吸収源についての議論が始まるんですけれども。環境省と林野庁の間で議論がこれから始まると私は聞いているんですが。これは、6ページを見ていただくと、おもしろいんですが、左が要するに森林・林業基本計画の目標を達成した場合の吸収量確保の見通しというので、これで吸収量が2,580万炭素トンで、木材供給量は木材で、カウントされないということになりますので、1,270万トンを引くと、1,300万炭素トンということで、3.9%は達成できると。これが、しかし、現状のままに推移すると、それが1%ぐらい欠落すると。これが右側で、だからもっと整備しなきゃいけないという話ですね。

そのうちの左を見ていただきますと、吸収量算定対象というのは日本の森林の大体7割ぐらいなんです、そのうちの3分の1ぐらいが保安林等の保全管理となっているんですね。これは何かというと、京都議定書の、第何条だっけ。3—4で見ているんですが、これは管理された森林についてのみカウントすると。こういうカウントの仕方なんです。だから、一生懸命木を切ったり、売ったりしていないと、これは人間の意図であらざる、勝手に木が生えているという状態ですから、それはカウントしないというので、日本は非常に皮肉にも、ほったらかされていて木が伸びているのに、これを管理しているという状態だと認定せざるを得ないという矛盾した状況にあるわけですね。ここをどうやっていくかというのが上の3分の2の問題なんです。

それから、下の3分の1は何かというと、これは保安林等がどうしてそれに入るのかと言うと、そこは防災上非常に危険であった、あるいは国立公園としてこれは手を入れちゃいけないというふうにしているということは、極めて意図的にそこを手を入れなくしているんだと。これは、意図だという意味で入っているんですね。

この意味というのは非常に複雑なんです。手を入れなくちゃいけないのに手を入れていないという、手を入れないといいけないところに手を入れてないところはカウントしないというのに、カウントしているというのは、それは意図的に手を入れていないという。そうなんです。

これは、例えば、私は例えで聞いたんですけれども、農地を不耕起するというのと同じだと。耕すとCO₂が出てくると。あえて耕さないというのは、耕すよりもっと大変だ。耕すという農業的な英知であるというのと同じだと言うんですね。これはちょっと禅問答みたいになっちゃうんですけれども、要するに、ですからこの部分の評価というのは、したがってCO₂の吸収源という話と、それから意図的にそこを保安林として守ることによ

って、手をつけていないとか、国立公園として守るということで手をつけていないという、これは議論としては共通性のある部分なんです。

だから、これがどの場所にあるのかというのを、これは紙計算のCO₂の感じでやっていますけれども、私は何度も言っているんですけども、これを国土計画が例えば国土数値情報みたいなのをを使って、ここはちゃんとすべきですよとか、ここは経営すべきですよというふうに日本列島をきちっとゾーニングできれば、この話が非常に国土の管理という話と密接に結びついて1つの答えになるはずなんですよ。ところが、それを全然しないから、私はいつもフラストレーションがたまるんですけどね。

つまり、今ある、スギ、ヒノキ植林で、ほんとにスギ、ヒノキ植林で、世の中どう変わろうとも、やっぱりやったほうがいいのかというのはどこなのか。そうじゃなくて、やっぱりやり過ぎたというところはどこなのか。むしろ、ここは手を入れないで、保安林として守るべきところはどこなのかというレビューをした上で、じゃあ、現在の保安林はどうなんですか、現在のスギ・ヒノキの植林はどうなんですかということを、一種の国土環境評価論的にきちっと展開できれば、私は国土計画には幾らでも生きる道はあると思うんですけどね。

ですから、ただ、こういうのもよその省庁でやっていることを紹介するんじゃなくて、これが国土計画論的にいったらどう評価できるのかということ、やはりきちっと議論してもらいたいと思うんですけどね。今の話は、だからつながるんですよ。

【委員長】 これを見る限りはむしろ保全管理をされているところは結果的に議定書上の吸収量のここに効いていない。数的に合わせるとそうですよね。それ以外の育成林のほうは、木材供給量のほうに深くかかわっていますから、結果的にそこがかなり効いている。数字上はそうなってしまいますね。

【委員】 そうです。

【委員長】 そうですね。なるほどわかりました。結構複雑な議論ですね。

【委員】 CO₂の話も含めて、森林の公益的機能とか、多面的機能というのは、省内的にもいろいろ議論するんですが、なかなか難しい議論があります。先ほども災害防除という話がありましたけれども、森林が災害を防除しているというのは本当かという議論が省内的にはものすごくあって、例えばその地すべり、山崩れなんて見ていると、森林生えているところ、根から全部やられちゃうということで、森林が生えているからといって地すべり、山崩れが防げるわけでは全然ないと。水の涵養能力というようなことについて

も、どこまで定量的に言えるのかという、この辺もいろいろ議論がありまして、我々もできるだけそういうことを言いたい面はたくさんあるんですけども、片方で、それは全くのめないという意見もありまして、ほんとにどこまで学問的に、また社会的な認識として言うことができるのかなというので、非常に私も悩んでいるところでございます。

【委員長】 その点は遠藤先生、どうお考えですか。

【委員】 いや、私は素人ですから、はっきりとしたことは言えないですけども、そういう科学的なデータに基づいて、ほんとに防災的な機能がどうなのかということについては、議論が分かれているというのは事実ですよ。ですから、森林が存在しているから防災機能を果たすというのは、一面では例えばごく初歩的な教科書的に言うと、根が生えて、根があるその範囲内においては、あるいは範囲外においていろいろあった場合には、森林というのは役に立たないとかいろいろなのがありますけれども、データ自体は非常に局地的なデータですので、トータルとして見た場合にどこまで防災機能が果たせるのかについては、課長がおっしゃったような議論が分かれているというのは、これは事実だと思いますね。

【委員】 私も専門家じゃないので、あれですが、森林の存在自体がどこまでというのではなくて、やはり、森林の管理の状態がいいか、悪いかということが、その流域に対しての災害の被害の影響との関係性というのは定性的に研究されているのがあるのかどうかわかりませんが、いろいろなところでよく言われていることなので、私が先ほど申し上げたのは、存在というよりも管理の状況ですよ。

【委員長】 ここで議論しているのは管理の議論ですが。

【委員】 誤解のないように申し上げますと、例えば、人工林について間伐をした林分とそうでない林分について、例えば土砂が流れる度合いがどうなのか、あるいは保水能力がどうなのかという、そういうことについては除間伐をしたほうの人工林のほうが保水機能であるとか、あるいは土砂を防止する機能というのが相対的に強いんだというデータはもちろんきちんと出ております。

【委員長】 それと、そういう人工林と潜在植生に基づく天然林と言っていいんでしょうか。そういうものとの部分の災害防止上の効果はどうかという議論があって、その議論をあわせてやっていかないと、先ほど見たペーパーで言うと、そういう天然林は全くCO₂吸収には役に立たないという形で、評価の外に置かれちゃっているんですよ。そうすると、もう1つの公共性を立てないと、それを国民的経営の中で維持管理していくと

いう議論が、CO₂の議論だけでは成り立たないという議論にもなります。

あと、景観とかいろいろ、当然のことながら、別の議論がありますけど、1つの議論としてそこを出しておかないと、おかしいかなと思いますので、ぜひそういう複合的な目でこの議論をまとめさせていただきたいと思います。農地の議論があまり進んでいないんですが。

【委員】 1ついいですか。僕、きょうはすごく評価したいと思うのは、FAOの統計を使って中国の木材の輸入量を一応出してきて、それで、その下に、日本から中国にどのぐらい輸出してるのかというのを出してきている。これはあまり今まで見てない表なんで非常によかったと思うんですが、どうせそこまでやるのなら、東アジア全部をやって、しかも輸出量だけじゃなくて、その国の木材の使用量に占める輸入量の割合という形でやって、同じように農地についてもやってというので、一種の東アジア計画というふうな視野をそろそろ出したほうがいいと思います。この方向の議論というのは、資料の整理というのはぜひ続けられた方がいいと思いますね。

【委員長】 特に農地の議論も含めて、私はちょっと関心があるんですけど、なかなかどういうところにどういうデータがあるのか。

【委員】 やっぱり、これはFAOスタットは非常に有名なデータですから、農地もありますから、やられたらいいと思うんですけども。レスター・ブラウンはほんとうに正しいのかとかね。

【委員】 武内先生、今のは何ページでしたっけ。

【委員長】 13ページ。

【委員】 13ページ。

【委員】 ですね。私も武内先生の考えというか、視点には全く賛成なんですけれども、実は来年度の文部省の科研費の申請で、今年度、「日中韓の木材消費構造と森林管理の在り方について」のテーマで申請したんですけども、韓国が大体96%の木材輸入量ですよ。輸入割合が。それから日本がご存じのとおり82%ですか。これが、中国の場合はこうですけども、国内においては伐採禁止の措置をとりましたし、それからオリンピックへ向けて高度成長が始まるということで、もう1つは中国内部に、公式なデータはないですけども、かなりの膨大な人工林面積を擁しているはずですよ。

ですから、私は森林の劣化であるとか、森林減少というのが、いつも熱帯雨林を中心に議論されますよね。商業的な伐採であるとか、焼き畑であるとか、そういうことによ

って、熱帯地域の森林というのは非常に劣化、減少されているんだという、そういうところの焦点が合っていますけども、実は温帯地域の私の住んでいる先進地域においても森林の劣化というのは、私は進んでいると思うんですね。そういうことは武内先生もさっきおっしゃったように、手をつけないことによって、消費をしないことによって森林の劣化というのが着実に進んでいる。

そういった中で東アジアの中での森林管理というのはどうあるべきかというのは、これはやはり日本に固有の問題じゃなくて、やはり私は東アジアに共通する、何というか、普遍的というところとちょっと大げさですけども、共通したテーマじゃないかなと思います。

ですから、第1回目の研究会のときに、これからの森林なり農地なりあるいは国民的な経営をする際の視点を出されましたけれども、それに今合った東アジアの中での森林管理なり、あるいは農地の管理というのをどうしていくのかというのは、出す、出さないは別としても、問題意識としてはやはり私が共有すべき問題じゃないかなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、農地のほうについて、いかがでしょうか。

【委員】 実は、先ほど武内先生がおっしゃったことと実は同じなんですけど、私も森林及び農地に関して、こういう選択的な管理をやっていくという大まかな方向は当然必要だと思っていて、要するに国土計画として、それぞれの選択的な目標増のものを農地については、例えば割合どれぐらいの目標設定にしていくんだというようなことですね。あるいは絶対量。そのためにどのぐらいの最低面積は、こういう目標のために確保しなければいけない。さらに、その空間的な配置をどうしていくかということが、まさに描かれて初めて国土計画になるんだと思うんですけど、それは今後具体的にやっていかれるのでしょうか。

【事務局】 やっていくつもりでおります。この段階ではまだ定性的な考え方の整理の段階になっていますけど、その後にボリュームの話、定量的な話、どこまで行くかというのはありますけど、チャレンジしていきたいと思っています。

【委員長】 農地の場合は、農地と都市的土地利用の関係の議論が今回の資料ではあまり見えていないんですよ。もう1つのテーマで市街地の議論がありましたよね。市街地の議論の中には、多分農地との関係の議論が出ていて、先ほど新たに農地が出てくるところが非常に少なくなっているという議論がありましたよね。将来的に考えると、量的にはほとんど影響ないのかもしれませんが、従来の開発適地に農地を展開するのではない、

農地になるかどうかよくわかりませんが、都市的な土地利用が進んだところで人々が住まなくなったところを市民農園のレベルなのかもしれませんけれども、農地側に戻してくるという議論が場合によっては出てくる可能性があるんじゃないかと思いますね。

それは量的にどうかという議論ではなくて、土地利用的に質的な議論としては市街地との関係がおそらく出てくるのではないかという感じはして、特に選択的管理の中でさまざまな主体が農地とかかわるという意味では、後退した市街地の跡地をそういう形で市民主体で管理していく。それが大都市や地方都市の周辺部に入って、一定の割合で出てくるという可能性はあるんじゃないかと思いますね。その議論の市街地との関係で、議論しておく必要があるのではないかと思います。17ページに管理参画主体との関係もあります。これはあくまで今の農地としてあるものを、農地として管理するという議論だろうと思うんですが。それとの関係の議論が1つあるのではないかと思います。

それと、ちょっと小さい議論で恐縮なんですけど、先ほどもう1つわからなかった点がありまして、農地が団体的管理になると、水路の維持管理がという話がどこかにありましたよね。それは具体的に何ページでしたっけ。水路の管理が難しいという議論が出てまいりましたが。

【事務局】　今回は資料をおつけしていないんですけども、もともと特に水田の農業を展開している地域につきましては、水路の管理というのも、従来は農村につきましては農家の割合が相当高いもので、ほとんどが農家というような状況にあったときは、水路の管理で、草刈りとか、溝さらいみたいなものにつきましては、全戸が出て実際に労働力としてやっているというような状況にあって、最近では当然、農業集落でも非農家の割合が高くなってきておりまして、農業者だけで維持管理をしようとするとうる相当な手間がかかるといったような状況にあります。

いまだに周囲の非農家の協力を得て、集落機能として維持管理しているところもあるんですけども、なかなか水路自体が自分の住んでいるところの環境に密接に結びつくんだというような思想がないところにつきましては、農家の利益だけじゃないかということで、管理があまりうまくなされていかなくなるというケースが見られるというような状況にあります。

【委員長】　2ページの現状からの見通しの②で、農地は集団化が進行と書いてあって、③で農地の集団化が進む一方で集落の共同作業として行われてきた農業用水等の管理に支障というのは、今のご説明だと、集団化の動きが管理に支障を来すという文脈で表現して

いるんじゃないんですね。

【事務局】 実際は管理する人間が少なくなるといったところになります。集約が進めば、当然、農家の戸数というのは少なくなってまいりますので、結果、出て管理をする人というのは全体的に少なくなってなかなか長距離の水路の草刈りなどが難しくなるといった状況にあります。

【委員長】 集約の中で非農家が増えて、農業用水を管理する主体の数が集団化に伴って減ってくると。非農家はなかなか農業用水管理に目を向けないと、そういう表現でうすか。わかりました。よろしいでしょうか。もう1つテーマが入るものですから、もし、特にご意見なければもう1つのテーマのほうに移らせていただきます。

もし、農地について特にご意見がなければ、次のテーマに移らせていただきたいと思えます。先ほど武内先生からお話がありましたように、農地についても東アジア全体を見据えた資料整理が可能であればやっていただきたいとことで、その議論をつけ加えていただきたいということでございます。

では、次の「今後の国土利用の目標の在り方」について。

【事務局】 はい。それでは資料3を使いまして説明させていただきたいと思えます。まず、1ページ目からでございますけど、現在の国土利用計画（全国計画）について、目標の部分がどう書いてあるかということで、これは抜粋でございます。計画全体は前文があって、その後3つの部分からできていまして、1が国土の利用に関する基本構想、2が国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、3が必要な措置の概要ということで、基本構想、目標、措置という構造になっています。これは、国土利用計画法の政令でこういうことを書くということになっております。

その2の部分が目標ということでございます。その下に書いてございます。まず、目標年次と基準年次というのがありまして、人口とか、一般世帯数が書いてあります。その後、いわゆる地目別面積目標というもので、具体的には2ページ目の表の農地、森林、原野という、全体で大きく7つの地目別に区分して、細目を入れると10ということになっております。

それ以外に、市街地、D I Dの面積というのが全国ベースで出てくるという構成になっております。この構成は基本的には一次、二次、三次と変わっていないということでございます。それから、3ページ目のところで、それを地域別にもう少しばらしたことが書いてございます。それを表にすると5ページということございまして、地域別というのは

三大都市圏と地方圏という分け方。地目の分け方は全国と同じでございますけど、それを三大都市圏と地方圏とに分けたという、こういう表になっております。目標はこういう書き方がなされていて、これ以外には数値的な目標はないというのが3次計画、現在の計画です。それに対して、これまでこう改正したほうがいいのではないかというような、いろいろな検討、指摘がされてきました。6ページ目がそれでございます。

四角の中に書いてございますのは、国土審議会の中で検討してきたこともございますので、基本政策部会、これはちょうど2年前なんですけど、わりにこの辺を集中的に検討したときの方向性ということで、地目別の面積目標に限定することはないと。時代要請に応じたように柔軟に提示したほうがいいということと、それから、地目ごと必要性を吟味して取捨選択をする。それから、環境や防災などの質的な評価のための目標を設定する。都市、農山漁村、自然維持地域という、こういう地域類型ごとの目標を提示する。それから、最後に図面を提示するというような方向があるのではないかということで、ご指摘をいただいています。

その下に国土審議会とは別の、いろいろな研究会とか有識者の方に伺っておりまして、基本的には同じようなことなんですけど、一番上のところで、都道府県、市町村の計画では、あまり全国計画に縛られなくてもいいのではないかとこの観点が出てございます。

それから、7ページ目でございます、これは利用区分ごとの目標に関してアンケート調査を国土計画局のほうで行いました。これに特化してということではなくて、広くいろいろ、地方公共団体に意見を伺ったときの1つとしてしたものでございます。175団体に聞いてございます。

こういうような目標は要りますか、要らないですかというのが、この円グラフでございます、33%が必要、35%が課題はあるが必要、16%が必要性に疑問、必要ないが16%。こういう結果になっておりまして、必要な意見としては、制度化の目標値、方向性を示す意義があるとか、具体的なイメージをしやすいとか、あるいは、現状を示す指標として意義がある。必要でないというものとしては、個別政策に対する拘束力がない。それから「望ましい」という論拠がない。単なる予測だということでございます。賛否両方のご意見があるということでございます。

それから、8ページ目のところは、またちょっと違うんですけど、先ほども地球温暖化のお話ございましたけど、京都議定書が発効すると、その関係で下のグラフのところにありますように、2008年から第一約束期間に入るということで、2008年から加盟

各国は吸収量、排出量、それぞれ国連の条約の事務局のほうに報告をするという義務が出てくる。

そうすると、我々のほうでは温暖化ガスの吸収というほうに関心があるんですけど、要は吸収量がどれだけあったかということ報告しないといけない。そのときに、地目別の面積とそれぞれの原単位をかけ合わせて吸収量を出すという、簡単に言えばそういうことでございます。そうすると、面積のほうがそれぞれどうなるかということ計算しないといけないということがございまして、この辺は今、関係省庁でやっているということございまして、一応事務的には来年度中にこれを決めていくというスケジュールになっています。

次の9ページ目は、条約事務局のほうからこういう形で考えたらどうかということで、各国に提案されたものなんですけど、①地理用区分としては、森林、耕作地、草地、湿地、定住地、その他という、実質上今の国土利用計画の区分とほとんど同じということなんですけど、大きく違うところは、森林について管理地、非管理地というように、さらに細分化していくというところ。草地もそうですけど、そういうようなところが違うんです。こういう非常に国土利用計画と関係の深い部分が現在こういうことで動いているという状況が1つございます。

それから、そういうことを踏まえまして、目標の在り方について、まださらに検討が必要だと思います。個別の施策もご意見をいただいているところなんですけど、とりあえずこういう方向でさらに作業を進めていっていかかということで、10ページでございますが、1.のところににつきましては、国土利用に係る中心的課題が利用転換量の調整から、国土利用の質的向上へと大きく変化するというのもございまして、目標について、今日的課題に対応しているようなものにしないといけないということ。それを受けまして2番目で、地目別面積目標とは別に、何か国土利用の質的向上にかかわるような新たな目標を設定していったらどうかということ。

それから3番目に、地目別面積につきましては、ここはいろいろご意見はあると思うんですけど、(1)のところで、少なくとも国土計画として、毎年度国土がどういう利用状況にあるかという把握をしていく必要はあるんじゃないか。そういう意味では少なくともモニタリング指標としては必要んじゃないかということを考えております。

それから、(2)で今申し上げました気候変動の枠組み条約との関係で、そういうのが動いておりますので、それとの関連を踏まえて、またできればそれと非常にリンクをとった

ような形にできればいいと思うんですけど、さらに、ここについては検討させていただきたいと。それから4番目に、地方公共団体で、特に全国計画の枠組みに縛られないで、かなり柔軟に対応した方がいいのではないかというご意見もありますので、地域の実情において柔軟に設定できるようにすると。こういう4つぐらいの方向性で、今後さらに検討させていただけたらと思っております。

それから、(1)のところだけちょっと書いてございますので、今後の国土計画の改革の方向も踏まえてということで、全体の中での目標をどうしようかということを考えていますので、そのところは総合計画課長のほうから、ちょっとご説明いたします。

【事務局】 ここに書いてございますように、今、国土計画の改革について議論しているところでございますけれども、2つの大きな課題がございまして、1つは計画自体をどういうふうな新しいものにしていくのかということ。もう1つはいわゆる法制度自体をどう変えるか。この2つをやっておりまして、一番いいのは計画のイメージをつくって、そのところで問題点を明らかにして、それを改善、実施していくために、制度を改正する必要があるという、それが普通の流れかと思えます。

けれども、国土総合開発法というようなハイレベルなところに、具体的な法律事項、例えばある地域に対して特例制度を設けるとか、そういう改正がなかなか難しい。そういうのはむしろ地域再生法とか、そういうところでやるべきじゃないかなといった、法制的な議論が進んでいるところでございます。

今のところ、制度の改正については、やはり地方分権という流れに対応するという形の制度改正。昭和25年にできた法律ですから、どうしてもトップダウンで計画をつくっているところがございまして、新しく広域地方計画制度、いわゆるブロック単位ぐらいの計画の制度というものを整備して、これまで全国計画でつくっていたような内容を記述する。軸足をそういう地域へ移して行って、そのところで国と地方の調整というものをきちんとやっていくという1つの制度的な方向性を今考えております。

それから、いろいろなブロック法が、これは東北ですとかいろいろなところにありますけれども、こういうものはこの際整理をしていくというのが、1つの方向性になってきております。

それで、計画の中身は、やはり2006年に人口がピークを打つということがございますので、人口増加の時代から人口減少の時代という変化が大きな課題となってきます。開発からほんとうに成熟した社会に変わっていくという流れを踏まえるということとか、こ

れまで十分に蓄積したストックというものをこれから活性化することによって、将来の日本というものを考えていく。

その場合に、これは目標の話にもつながりますけれども、これまでは、どちらかという
と事業の進捗状況について注目をした計画をつくってきたわけですが、新しい計画
では事業を実施したことによって、国民がどれだけ受益を受けるか、そういう形での計画
づくりというものをやっていきたいと思っています。

それから、計画の視点も、武内先生のほうからご指摘いただいていますように、やはり
シナリオの問題が非常に大きいということがございまして、人口とか経済についてのシナ
リオ、特に国際関係的なシナリオというものをどういうふうに設定をしていくかが重要で
す。

例えば、中国、東アジア経済圏との連携というものについて、中国経済が成長すると、
どういう形の需給バランスが生じるか、特に穀物市場、また木材市場的なものが逼迫して
くるかと。そういう中での日本の国内のフレーム、シナリオというものを考えていくとい
うことだと思えます。もちろん、最良のシナリオもあれば、非常に政治的に不安定になっ
ていく、安全保障的な側面も考えたようなシナリオも考えていかなければいけないと思っ
ているところです。

新しい計画の視点としましては、いわゆる諸外国、特に近隣諸国の国土計画との連携と
いうことを、次の計画では考えていかないといけないと思っております。具体的な計画の
課題といたしましては、先ほど申し上げました、人口減少の時代に対応したインフラの整
備の話ですとか、都市・農村の話、また国土利用の話というのをやっていくということと、
もう1つの柱が、東アジア経済圏との連携を通じて日本の経済の活力というものをどうい
う形で維持していくか。大体、この2つぐらいが大きな柱として出てくるんじゃないかと
思っております。

それで、目標ということにつきましては、先ほど申し上げましたように、国民の受益と
いうところに注目をしております、例えば、安全・安心、安定な国民の生活というもの
をどう評価していくか、どう改善をしていくかということでございまして、それをモニタ
リングする指標というものを開発しようとしております。それは安全の指標であり、安定
の指標であり、快適の指標ですとか、癒しの指標ですとか、そういう6つ8つの大きな総
合指標というものを今、考えておまして、それを評価する幾つかの個別指標を何らかの
形で統合しまして、総合指標を設定することによって、計画の将来像というものを考えて

いこう、評価をしていこうという考え方をしています。

実際に、そういう総合指標は何であるかということについては、あと半年ぐらい、今、盛んに調査を始めておりますけれども、イメージとしては、昔、経済企画庁とOECDがつくってありました社会指標ですとか、国民生活指標というようなものに近い側面もあるかと思っておりますけれども、もう少し国土に寄った形で、指標の開発をしていきたいと思っているところであります。

以上でございます。

【委員長】 以上ですか。はい。最終的な国土利用計画に直接つながる目標のあり方についてご紹介いただきましたが、これについて何かご質問、ご意見あればいただきたい。

今、最後に課長さんおっしゃった安全・安心というのは、国土利用計画との絡みでいうと、どの次元でとらえるかによって、随分幅広ですよ。例えば、地球環境だってある意味で安全・安心の議論になり得ますし、食糧自給というのも安全・安心の議論がありますし、災害というのも直接的な安全・安心ですけど、安全・安心という大きなテーマのレベルが今、考えておられるのは、どのレベルで考えておられるか。

【事務局】 いろいろそれは地球レベルの話もあります。それから国レベル、ブロックレベルでもありますけれども、やはり我々が注目しているのは、今広域ブロックというエリアを考えておまして、そのレベルで評価することができないかと思っております。

ただ、地球レベル、または全国レベルにつきましては、シナリオの部分ですとか、フレームの部分でいわゆる地球環境の話ですとか、CO₂の問題ですとか、そういうものも要素としては入ってくると思います。したがって、国レベルの総合指標というものと、いわゆるブロックレベルの総合指標というもので、その根っこに来るインディケーター(指標)がかなり変わってきてまして、全国レベルにはおそらく世界レベルの話も食糧自給の問題も、入れて検討するんだと思っております。

【委員長】 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。国土利用計画における地目別の目標設定に関して、私は少なくともここに書かれているように、モニタリングとしてもきちっとこの数字は押さえていくべきだと思うんですが、この内容について、今後いろいろ検討する必要があるんじゃないかというのは、先ほど森林についてはお話があったと思うんですけれども、それ以外にもいろいろと考えていくべきではないかと思うんです。

例えば、ここのカテゴリーにないんですけれども、一度随分議論したことがあると思う

んですが、レジャー的な土地利用とか、ああいうのがこれまで入っていないんですよ。

たしか、それを別途調べたりなんかしていると思うんですけども、そういうふうな、いわゆる旧来の地目に入らないものが、相当の量になって、たしか、かつてそれを調べたときには、レジャー的な土地利用は工業用地とほとんど匹敵するんじゃないかという話があったと思うんですが、そんなことも入れる必要があるのかなということ。

もう1つは、そのころ議論したんですが、果たしてこういう国土を100として、それを再配分するような地目のとらえ方だけでいいのかという話があって、例えば国立公園みたいなものはダブっているわけですよ。ダブっているのは土地利用基本計画的なダブリでもあるんですけども、何か本質的に、つまり何というか、やっている人が違うから見方が違うという、いわゆる縦割りの象徴みたいな話だけではなくて、そもそも2つの機能を共有する土地利用というのと、それを共用しない土地利用というのがあると思うんですよ。

例えば、森林であって国立公園というのは、国立公園の概念をどう規定するかによりますけれども、少なくともアメリカのような占有的な国立公園でない、いわゆるイギリス型の国立公園の概念を日本はとり入れているわけですから、これは共存したってかまわないわけですよ。そういうものについてはどのように書いていくかとかと考えて、少し土地利用の機能的な融合のあり方がより望ましいものと、純化したほうが望ましいものというものを、そういうことの仕分けみたいなのをきっちりやった上で、共存できるものについては、むしろ共存部分として併記していくということをしたほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。

【委員長】 今まで何となく複合していることは国土利用計画上、不明解でよろしくないという議論も出ていたと思うんですけども、それをむしろ積極的に評価する、それを指標として取り入れるというご意見です。おそらく武内先生がおっしゃったレジャー用地なんていうのは、その中に入る可能性がありますよね。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 このモニタリング指標というのは、何となく消極的に聞こえるんですが、これは新たな、例えばきょう議論した森林や農地についても極端に言えばトータルの面積を今後どういうふうに戦略的な管理なり扱いをしていくかという、色分けをしていこうということですよ。

今、じゃあ、Aという方法で行くのが何ヘクタールあってというふうに特定するのが非常に困難であるとするならば、それぞれの戦略的な管理のコンセプト、そこでそれが成り

立つための、大まかな条件といったものを定性的に提示して、それぞれ各地域が、自治体単位、あるいはブロック単位で、自分たちの森林等に色塗りされている、土地がそれぞれ大体こんなふうな割合になりそうだ、あるいはしていきたいというような色分けしたものと、もう一度データを逆に地域から出していただいて、それを要するに国としては、3番としてどう考えるか。あるいは、先ほど武内先生がおっしゃったように、この配置関係はよろしくないとか、これのオーバーレーンの状態はよくないというようなイメージをもう一度注ぎ足していくことができるような新たなデータとして把握する。そういうモニタリングが、今後必要なんじゃないかなと。今までどおり農地です、森林です、市街地ですというもののデータをただ継続するだけでは、ますますこの10ページの4で言えば、地域は勝手にやっていって、全国の目標は目標ですという、その乖離が進んでいってしまうような気がいたします。

先ほどの質問にかかわるのですが、こういったここで議論しているようなそれぞれの土地利用の、あるいはそれぞれの土地の扱い方、目標像の設定のコンセプトをフィジカルな空間配置に落としとしていく、その調整作業をこれからボトムアップとトップダウンで見た場合の両方がいい方向に行くような、調整段階のプロセスを、これから国土利用計画で多分やっていくことになると思うので、それができるためのデータというものを出していくという意味でのモニタリングのような、新たな指標として出してもらおうということをやらないと、いつまでたっても今日言ったような議論をフィジカルなプランニングに結びつけていくことができないんじゃないかなと思っています。ですから、少しモニタリングというのが、消極的な意味にとらえられないように、もう少しその意味を前に出していただければと考えた次第です。

【委員長】 まさに、その議論は、私は事務局からお話を聞いたときに、先ほど農地・森林の特に管理の主体の議論がありました。その議論が国土利用計画の目標とどのように結びつくかという、そこの整理がおそらくされないといけないのではないかと思いますね。どのような形での土地利用を期待し、どのような土地利用を期待するとしたら、そこにどういう管理が必要で、その管理のためにはどういう手当が必要かという議論があって、それに役立つような計画目標である必要があると思います。そのことがおそらく10ページにあります「面積目標とは別に、国土利用の質的向上等にかかわる新たな目標を設定する」ということの正しい意味だと思いますので、ここの部分をもう少し具体的に、この研究会で最終的には、こういう方向ではないかということを示すできればいいなと思っておりま

す。その辺どうですか。事務局。

【事務局】 具体的にはどういう目標を設定していくかというのは、施策をどういう施策をやっているかというところの裏返しみたいな話なので、今後さらに具体的にどういうものやっていくかということは検討を進めていきたいと思っております。小林先生がご指摘のように、選択的管理がそれが具体的にどう反映してくるのかとか、そういうところもさらに検討したいと思います。

それから、モニタリング指標としてというのは、少なくともこういうのは要るんじゃないかというレベルのつもりでございまして、これだけでできればいいということではなくて、さらにどれだけ出せるかということがあると思いますが、確かにモニタリングというときも、ご指摘いただいたように、具体的にそれがどう役立っていくのかということも考えて、どういう構成のモニタリングをしていけばいいのかというようなことも内容をさらに考えたいと思います。

【委員長】 よろしいでしょうか。ちょうど時間に来ておりまして、ちょっと私12時に終わっていただかないと、次の予定があるものですから、もしよろしければ、きょうはこの辺で終わらせていただきたいと思っております。

このあとのスケジュール、あるいは資料公開について、事務局のほうからお願いします。

【事務局】 スケジュール的には、何か非常に短期間で開いていて申しわけないんですけども、6回目が12月13日。資料4でございしますが、13日の18時からということでございます。それから、日程調整させていただきまして、来年1月は1月14日金曜日3時から5時までということでもよろしく申し上げます。それから、それ以降2月のところについても日程をいただいておりますけれども、また、調整させていただいてご連絡したいと思っております。

【委員長】 それでは、かなり頻繁に研究会を開きますが、次回は12月13日に都市的土地利用についての、その2を中心的にやらせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

— 了 —